

産業廃棄物等関連施設とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する施設は、次のとおりです。

第1号	汚泥の脱水施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの
第2号	汚泥の乾燥施設 (天日乾燥施設)	処理能力が10m ³ /日を超えるもの (処理能力が100m ³ /日を超えるもの)
第3号	汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く)の焼却施設	処理能力が5m ³ /日を超えるもの若しくは200kg/時間以上のもの 又は、火格子面積が2m ² 以上のもの
第4号	廃油の油水分離施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの
第5号	廃油(PCB等を除く)の焼却施設	処理能力が1m ³ /日を超えるもの若しくは200kg/時間以上のもの 又は火格子面積が2m ² 以上のもの
第6号	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力が50m ³ /日を超えるもの
第7号	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が5t/日を超えるもの
第8号	廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く)の焼却施設	処理能力が100kg/日を超えるもの 又は火格子面積が2m ² 以上のもの
第8号の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が5t/日を超えるもの
第9号	有害物質(政令別表第3の3に掲げる物質)又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固形化施設	すべての施設
第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべての施設
第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべての施設
第12号の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべての施設
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	すべての施設
第13号の2	産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号、第12号を除く)	処理能力が200kg/日を超えるもの 又は火格子面積が2m ² 以上のもの
第14号 イ	特定有害産業廃棄物(政令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げるもの)の最終処分場(遮断型最終処分場)	
第14号 ロ	安定型産業廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類等)の最終処分場(安定型最終処分場)	
第14号 ハ	イ、ロ以外の産業廃棄物(燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類など)の最終処分場(管理型最終処分場)	

汚染土壌処理業に関する省令第1条に規定する施設は次のとおりです。

第1号	浄化等処理施設	汚染土壌を浄化、溶融、不溶化するための施設
第2号	セメント製造施設	汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設
第3号	埋立処理施設	汚染土壌の埋立てを行うための施設
第4号	分別等処理施設	汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設